

## 守口市子ども・子育て支援交付金要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に係る次条に規定する事業を行う事業者（以下「支援事業者」という。）に対し、事業の実施に要する経費の一部を補助する守口市子ども・子育て支援交付金（以下「交付金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付金の交付対象)

**第2条** 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 延長保育事業実施要綱（延長保育事業の実施について（令和2年子発0401第2号）の別紙に定める延長保育事業実施要綱をいう。以下同じ。）に規定する延長保育事業
- (2) 地域子育て支援拠点事業実施要綱（地域子育て支援拠点事業の実施について（令和3年子発0326第7号）の別紙に定める地域子育て支援拠点事業実施要綱をいう。以下同じ。）に規定する地域子育て支援拠点事業
- (3) 一時預かり事業実施要綱（一時預かり事業の実施について（令和5年子発0329第6号）の別紙に定める一時預かり事業実施要綱をいう。以下同じ。）に規定する一時預かり事業
- (4) 病児保育事業実施要綱（病児保育事業の実施について（令和5年子発0329第7号）の別紙に定める病児保育事業実施要綱をいう。以下同じ。）及び守口市病児保育事業実施要綱（令和元年11月20日施行）に規定する病児保育事業

(交付金の額の算定方法)

**第3条** 交付金の額は、前条各号に規定する事業ごとに、別表第1から別表第4までに定める区分及び基準額に応じて算定した金額と当該事業に係る事業費から寄附金その他の当該事業に係る収入額を控除した額とのいずれか少ない額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を合計した額とする。

(交付金の交付申請)

**第4条** 交付金の交付を受けようとする支援事業者は、守口市子ども・子育て支援交付金交付申請書を、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

2 前項の申請書には、当該年度の交付対象事業に係る収支予算に関する書類を添付しなければならない。

(交付金の交付決定)

**第5条** 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付金の交付

決定を行い、守口市子ども・子育て支援交付金交付決定通知書により当該支援事業者へ通知する。

2 市長は、前項の規定による交付決定をする場合においては、交付の目的を達成するため必要な範囲内で、条件を付することができる。

(交付金の概算払の請求等)

**第6条** 市長は、前条第1項の規定による交付金交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 前条第1項の規定による通知を受けた支援事業者（以下「交付事業者」という。）は、前項の規定により概算払の交付を受けようとするときは守口市子ども・子育て支援交付金概算払請求書を市長に提出しなければならない。

(交付金の概算払)

**第7条** 市長は、前条第2項の規定による概算払の請求があったときは、当該請求があった日から起算して30日以内に交付金の概算払をするものとする。

(変更交付申請)

**第8条** 交付事業者は、交付金の交付決定後、第4条の規定による交付申請の内容を変更する場合には、市長が別に定める日までに、守口市子ども・子育て支援交付金変更交付申請書に同条第2項に規定する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付申請があったときは、その内容を審査し、適切であると認めたときは、守口市子ども・子育て支援交付金変更交付決定通知書により当該交付事業者へ通知する。

(実績報告)

**第9条** 交付事業者は、交付対象事業が完了したときは、市長が別に定める日までに守口市子ども・子育て支援交付金交付事業実績報告書に当該交付対象事業に係る収支決算の見込額に関する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付金の額の確定)

**第10条** 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容が交付金の交付決定の内容に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付金の額を確定し、当該提出があった日から起算して30日以内に当該交付事業者へ通知するものとする。

(交付金の請求)

**第11条** 前条の規定による通知を受けた交付事業者は、第7条の規定による概算払により既に支払を受けた交付金の額が前条の規定による確定額を下回る場合には、市長が別に定める日までに、守口市子ども・子育て支援交付金交付請求書を市長に提

出するものとする。

(交付金の交付)

**第12条** 市長は、前条の規定による請求があったときは、当該請求があった日から起算して30日以内に交付金を交付するものとする。

(交付金の返還)

**第13条** 交付事業者は、第7条の規定による概算払により既に支払を受けた交付金の額が第10条の規定による確定額を超えるときは、その超える額について、市長が別に定める日までに市長に返還しなければならない。

(交付金の交付決定の取消し)

**第14条** 市長は、交付事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 不正の手段により交付金の交付を受けたとき。

(2) 交付金を交付の目的以外に使用したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(交付金の返還)

**第15条** 市長は、前条の規定により交付金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る交付金を既に交付事業者に交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(実地調査等)

**第16条** 市長は、交付金の適正かつ円滑な執行を図るため、職員に実地調査を行わせ、又は交付事業者に必要な書類の提出を求めることができる。

(帳簿等の整備及び保管)

**第17条** 交付事業者は、経理の状況を常に明確にし、事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、交付金の額の確定の日の属する年度の終了後10年間保管しなければならない。

(補則)

**第18条** この要綱に掲げるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

**附 則**

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

**附 則**

この要綱は、平成28年10月7日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

**附 則**

この要綱は、平成29年7月6日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

**附 則**

この要綱は、平成30年11月16日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

**附 則**

この要綱は、令和元年12月13日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

**附 則**

この要綱は、令和2年10月26日から施行し、改正後の守口市子ども・子育て支援交付金要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

**附 則**

この要綱は、令和3年8月13日から施行し、改正後の守口市子ども・子育て支援交付金要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

**附 則**

この要綱は、令和4年7月5日から施行し、改正後の守口市子ども・子育て支援交付金要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年11月13日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の守口市子ども・子育て支援交付金要綱の規定は、令和5年4月1日以後に要した事業費に係る補助金について適用し、同日前に要した事業費に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

延長保育事業

（1） 保育短時間認定

区分		基準額
施設区分	延長時間区分	(在籍児童1人当たり年額)
保育所及び認定こども園	1時間	18,800円
	2時間	37,600円
	3時間	56,400円
小規模保育事業A型及び小規模保育事業B型	1時間	13,100円
	2時間	26,200円
	3時間	39,300円
事業所内保育事業（定員19人以下）	1時間	12,100円
	2時間	24,200円
	3時間	36,300円

（2） 保育標準時間認定

区分		基準額
施設区分	延長時間区分	(1事業当たり年額)
保育所及び認定こども園	30分	300,000円
	1時間	1,667,000円
	2時間から3時間まで	2,640,000円
	4時間から5時間まで	5,510,000円
	6時間以上	6,485,000円
小規模保育事業A型	自園調理等	
	30分	300,000円
	1時間	1,338,000円

		2時間から3時間まで	1,662,000円	
		4時間から5時間まで	4,246,000円	
		6時間以上	4,934,000円	
	自園調理等以外	30分	300,000円	
		1時間	1,291,000円	
		2時間から3時間まで	1,507,000円	
		4時間から5時間まで	3,445,000円	
		6時間以上	3,846,000円	
	小規模保育事業B型	自園調理等	30分	300,000円
			1時間	1,338,000円
2時間から3時間まで			1,662,000円	
4時間から5時間まで			4,246,000円	
6時間以上			4,934,000円	
自園調理等以外		30分	300,000円	
		1時間	1,291,000円	
		2時間から3時間まで	1,507,000円	
		4時間から5時間まで	3,445,000円	
		6時間以上	3,846,000円	
事業所内保育事業（定員19人以下）A型	自園調理等	30分	276,000円	
		1時間	1,231,000円	
		2時間から3時間まで	1,529,000円	
		4時間から5時間まで	3,906,000円	
		6時間以上	4,539,000円	
	自園調理等以外	30分	276,000円	
		1時間	1,188,000円	

事業所内保育事業（定員19人以下）B型		2時間から3時間まで	1,386,000円
		4時間から5時間まで	3,169,000円
		6時間以上	3,538,000円
	自園調理等	30分	276,000円
		1時間	1,231,000円
		2時間から3時間まで	1,529,000円
		4時間から5時間まで	3,906,000円
		6時間以上	4,539,000円
	自園調理等以外	30分	276,000円
		1時間	1,188,000円
		2時間から3時間まで	1,386,000円
4時間から5時間まで		3,169,000円	
6時間以上		3,538,000円	

備考 この表において「自園調理等」は、食事について、事業所内で調理する方法により提供する事業所又は連携施設若しくは給食搬入施設から食事を調理し、若しくは搬入して提供する事業所をいう。

## 別表第2（第3条関係）

### 地域子育て支援拠点事業

区分		基準額 (1事業所当たり年額)
3日型及び4日型	職員を合計3名以上配置する場合	5,940,000円
	職員を合計2名配置する場合	4,392,000円
5日型	常勤職員を配置する場合	8,639,000円
	非常勤職員のみを配置する場合	5,391,000円
6日型及び7日型	常勤職員を配置する場合	9,251,000円

	非常勤職員のみを配置する場合	6,390,000円
--	----------------	------------

別表第3（第3条関係）

一時預かり事業

(1) 一般型（1箇所当たり年額）

年間延べ利用児童数	基準額
300人未満	2,751,000円
300人以上900人未満	3,051,000円
900人以上1,500人未満	3,267,000円
1,500人以上2,100人未満	4,719,000円
2,100人以上2,700人未満	6,171,000円
2,700人以上3,300人未満	7,623,000円
3,300人以上3,900人未満	9,075,000円
3,900人以上4,500人未満	10,527,000円

※4,500人以上の場合は別途協議

(2) 幼稚園型のうち在籍園児分((3)に該当するものを除く。)(アからウまでにおいては、児童1人当たり日額)

ア 基本分（平日の教育時間前後や長期休業日の利用）

(ア) 年間延べ利用児童数2,000人超の施設

区分	基準額
(1) 平日	400円
(2) 長期休業日（8時間未満）	400円
(3) 長期休業日（8時間以上）	800円

(イ) 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設

区分	基準額
(1) 平日	(1,600,000円÷年間延べ利用児童数)－400円（10円未満切り捨て）



(2) 長期休業日（8時間未満）	400円
(3) 長期休業日（8時間以上）	800円

イ 休日分（守口市の休日を定める条例（平成3年守口市条例第1号）第2条第1項各号に掲げる休日の事業の実施分をいい、当該休日に通常開所する当該事業の実施分を含まない。）800円

ウ 長時間加算分

(ア) アの(ア)(1)及び(イ)(1)については4時間（又は教育時間との合計が8時間）、アの(ア)(3)及び(イ)(3)並びにイについては8時間を超えた利用の場合。

超えた利用時間が2時間未満	150円
超えた利用時間が2時間以上3時間未満	300円
超えた利用時間が3時間以上	450円

(イ) アの(ア)(2)及び(イ)(2)については4時間を超えた利用の場合。

超えた利用時間が2時間未満	100円
超えた利用時間が2時間以上3時間未満	200円
超えた利用時間が3時間以上	300円

エ 保育体制充実加算分

(ア) 次のa又はbの要件を満たした上で、次のc及びdの要件を満たす施設 1箇所当たり年額2,892,400円

- a 平日及び長期休業中の双方において、原則11時間以上（平日については教育時間を含む。）の預かりを実施していること。
- b 平日及び長期休業中の双方において、原則9時間以上（平日については教育時間を含む。）の預かりを実施するとともに、休日において40日以上を預かりを実施していること。
- c 年間延べ利用児童数（年間で交付事業者に通園等する延べ児童数をいう。）が2,000人超の施設であること。
- d 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35第2号ロ及びハに基づき配置する者（以下「教育・保育従事者」という。）をすべて保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とし、かつ、当該教育・保育従事者の数は2人を下ることがないこと。

(イ) (ア)のa又はbの要件を満たした上で、(ア)のcの要件及び教育・保育従事者のおおむね2分の1以上を保育士

又は幼稚園教諭普通免許状保有者とし、かつ、当該教育・保育従事者の数は2人を下ることがないことを満たす施設 1箇所当たり年額1,446,200円

オ アの年間延べ利用児童数の基準額の算出の根拠となる児童の数においては交付事業者に通園等する児童の数とし、当該交付事業者に対する補助金の額の算出の根拠となる児童の数は当該交付事業者に通園等する市内に在住する児童の数とする。

(3) 幼稚園型のうち特別な支援を要する児童分 児童1人当たり日額4,000円(ただし、教育時間内において特別な支援を要するとして、既に大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金の対象となっている児童に限り適用する。)

#### 別表第4 (第3条関係)

##### 病児保育事業

##### (1) 病児対応型

ア 基本分 基準額7,037,000円(うち、改善分2,538,000円。ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援等を実施しない場合は、改善分を減算すること。)

##### イ 加算分

年間延べ利用児童数	基準額 (1箇所当たり年額)
50人以上100人未満	1,000,000円
100人以上150人未満	1,500,000円
150人以上200人未満	2,000,000円
200人以上300人未満	3,000,000円
300人以上400人未満	4,000,000円
400人以上500人未満	5,000,000円
500人以上600人未満	6,000,000円
600人以上700人未満	7,000,000円
700人以上800人未満	8,000,000円

800人以上900人未満	9,000,000円
900人以上1,000人未満	10,000,000円
1,000人以上1,100人未満	11,000,000円
1,100人以上1,200人未満	12,000,000円
1,200人以上1,300人未満	13,000,000円
1,300人以上1,400人未満	14,000,000円
1,400人以上1,500人未満	15,000,000円
1,500人以上1,600人未満	16,000,000円
1,600人以上1,700人未満	17,000,000円
1,700人以上1,800人未満	18,000,000円
1,800人以上1,900人未満	19,000,000円
1,900人以上2,000人未満	20,000,000円
2,000人以上2,200人未満	20,900,000円
2,200人以上2,400人未満	22,800,000円
2,400人以上2,600人未満	24,700,000円
2,600人以上2,800人未満	26,600,000円
2,800人以上3,000人未満	28,500,000円
3,000人以上3,200人未満	30,400,000円
3,200人以上3,400人未満	32,300,000円
3,400人以上3,600人未満	34,200,000円
3,600人以上3,800人未満	36,100,000円
3,800人以上4,000人未満	38,000,000円

※4,000人以上の場合は別途協議

ウ 普及定着促進費（開設準備経費）

（ア） 改修費等 1箇所当たり4,000,000円（令和5年度に支払われたものに限る。）

(イ) 礼金及び賃借料(開設前月分) 1箇所当たり600,000円(令和5年度に支払われたものに限る。)

(2) 病後児対応型

ア 基本分 基準額5,187,000円(うち、改善分2,225,000円。ただし、利用の少ない日等において、地域の保育所等への情報提供や巡回支援を実施しない場合は、改善分を減算すること。)

イ 加算分

年間延べ利用児童数	基準額 (1箇所当たり年額)
50人以上100人未満	1,300,000円
100人以上150人未満	1,410,000円
150人以上200人未満	1,880,000円
200人以上300人未満	2,820,000円
300人以上400人未満	3,760,000円
400人以上500人未満	4,700,000円
500人以上600人未満	5,640,000円
600人以上700人未満	6,580,000円
700人以上800人未満	7,520,000円
800人以上900人未満	8,460,000円
900人以上1,000人未満	9,400,000円
1,000人以上1,100人未満	10,340,000円
1,100人以上1,200人未満	11,280,000円
1,200人以上1,300人未満	12,220,000円
1,300人以上1,400人未満	13,160,000円
1,400人以上1,500人未満	14,100,000円
1,500人以上1,600人未満	15,040,000円
1,600人以上1,700人未満	15,980,000円

1,700人以上1,800人未満	16,920,000円
1,800人以上1,900人未満	17,860,000円
1,900人以上2,000人未満	18,800,000円
2,000人以上2,200人未満	19,646,000円
2,200人以上2,400人未満	21,432,000円
2,400人以上2,600人未満	23,218,000円
2,600人以上2,800人未満	25,004,000円
2,800人以上3,000人未満	26,790,000円
3,000人以上3,200人未満	28,576,000円
3,200人以上3,400人未満	30,362,000円
3,400人以上3,600人未満	32,148,000円
3,600人以上3,800人未満	33,934,000円
3,800人以上4,000人未満	35,720,000円

※4,000人以上の場合は別途協議